農地を貸したい人、借りたい人へ
農地の貸し借りをお手伝いします

農地中間管理機構を利用してみませんか

問合せ　農林水産政策課
本庁仮設庁舎東棟2階　☎334117

農地中間管理機構との賃貸借のしくみ
（県農業公社ＨＰもご覧ください www.kumamoto-kousha.or.jp）

農地の所有者（貸し手）

・借り手が耕作できなくなった場合は、農地中間管理機構が次の借り手を探します。
・賃借料の徴収は機構が行います。借り手が複数の場合でも機構にて一本化され口座に振り込まれます。

機構が借り受け

農地中間管理機構

・農地中間管理機構（機構）である熊本県農業公社が農地を借り受け、耕作者に転貸（貸し付け）します。
・機構、市、農業委員会、JA などが間に入りますので安心です。
・書類作成も市と機構にて行いますので、面倒な手続きは必要ありません。

機構が貸し付け

農地の耕作者（借り手）

・農地の所有者が複数でも、支払いは機構からの口座引き落としとなるので、支払いの手間がかかりません。（お米での支払いも可能です）

農地集積の支援策

農地中間管理機構を通しての農地の集積にはさまざまな支援策があります。

国の支援事業

機構集積協力金

・経営転換協力金
離農する際に全ての農地を機構に貸し付けた場合、10ａあたり3万5千円の交付金が「所有者」に交付されます。

・地域集積協力金
地域の農地をまとめて機構に貸し付けた割合が、地域の農地面積の2割を超えた場合、10ａあたり1万3千円～2万7千円の交付金が「地域」に交付されます。

・耕作者集積協力金
機構が借り受けている農地の隣の農地などを機構に貸し付けた場合、10ａあたり1万円の交付金が「耕作者」に交付されます。

・その他
機構から農地を借り受けることで経営体育成支援事業の採択ポイントに加点されたり、土地基盤整備事業の要件となるなど、機構への集積が必要となっています。

※右記の事業には細かい要件があります。詳しくは問い合わせください。

県の支援事業

農地集積加速化事業
地域で農地を守るため、集落営農法人などの設立を目標に、年間1地区程度モデル地区を指定し、地域での話し合い活動を行い、農地の集積を行います。平成31年度まで指定を行いますので、集落営農法人などの設立に意欲がある地域はご相談ください。

現在までの取組み地区
北新地西区（鏡）、日奈久、平和、北出（鏡）、鶴喰（坂本）、松高。

市の支援事業

農地集積対策事業（機構利用促進事業）
機構に農地を貸し付けた場合、10ａあたり2万円（平坦部）～3万5千円（中山間部）を助成します。ただし、国の協力金を受ける場合はこの事業の対象とはなりません。

農地集積対策事業（農地集積者支援事業）
5年以上の賃借権を設定することにより、平成26年度末の経営面積と比較して1ha以上（中山間部は0.5ha以上）、若しくは5割以上増加した場合、規模拡大に必要な機械の導入に対して補助を行います。

補助率　機械の導入経費（消費税抜き）の1／2以内（上限100万円）。

※詳しくは市ホームページまたは広報やつしろ5月号をご覧ください。